香美市への移住定住をバックアップ！

移住定住交流センター

香美市の移住定住交流業務を総合的に行う拠点として、香美市立移住定住交流センターを開設しました。

ここでは、**ＮＰＯ法人いなかみ**とまちづくり推進課定住班が連携しながら、移住相談や移住定住支援、情報発信や交流事業を行います。

【場所】土佐山田町本村２１４番地（旧佐岡保育所）
【時間】８時３０分～１７時３０分（水・日休み）
【問い合わせ先】移住定住交流センター
電話・FAX５２－８６０６　HP http://inakami.net/contact/

ＮＰＯ法人いなかみは、持続可能な地域づくりを目的に、移住促進や地域活性化に取り組んでいます。

移住定住交流センターでは、移住の不安を軽減する相談対応、地域と移住者とのマッチングなどを行います。移住定住を進めるためには、住民の皆さんの情報が不可欠です。ぜひ移住定住交流センターにお立ち寄りいただき、皆さんの力を貸してください。

お知らせ Kami Information

試験

修学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

【試験日】10月28日（水）
【申込期間】８月24日（月）～９月11日（金）
【試験会場】高知県教育センター分館（高知市大原町）
※詳しくは文部科学省のHPをご覧ください。
HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/1263188.htm
【問い合わせ先】
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
☎03・5253・4111
FAX 03・6734・3281
E k-shiken@mext.go.jp

わな猟免許試験

狩猟免許臨時試験および初心者講習会（猟友会主催）を開催します。

狩猟者になって、市から捕獲許可を取得し、有害鳥獣を捕獲すると報償金も出ます。狩猟免許を取って田畑を守りましょう。

【日時】
◆初心者講習会
９月13日（日）９時～受付
◆わな猟免許試験
９月20日（日）13時～
【場所】中央公民館
【受験資格】県内に住所を有する18歳以上の方
【申込方法】
試験日の10日前までに、県鳥獣対策課または香美猟友会事務局へ申し込み（申請書は、県ホームページまたは地区猟友会で）。
【問い合わせ先】
県鳥獣対策課
☎088・823・9042
HP https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121601/
高知県猟友会
☎088・856・6641
香美猟友会事務局
☎53・2188

その他

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

【内容】
◆掛け金の一部を国が助成
◆掛け金は全額非課税
◆外部積立型で管理が簡単
◆パート従業員の加入も可
※詳しくは中退共のホームページをご覧ください。
HP http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
【問い合わせ先】
中小企業退職金共済事業本部
☎03・6907・1234

建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度（建退共）は、労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われる制度です。

【内容】
◆掛け金の一部を国が助成
◆掛け金は全額非課税
◆事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
※詳しくは建退共のホームページをご覧ください。
HP http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/
【問い合わせ先】建設業退職金共済事業高知県支部
☎088・822・6181

プレミアム商品券一般販売

プレミアム商品券（1セット8千円で額面1万円分の商品券、プレミアム率25%）については、7月1日から予約した方への販売を開始しましたが、8月10日から一般販売を開始します。

ぜひご利用ください。

【販売セット数】
約1万7千セット（額面金額約1億7千万円分）
※完売次第終了します。

【販売対象】制限なし
※住所・年齢等問いません。予約購入された方の追加購入も可能です。
【購入限度額】制限なし
※1セット8千円、セット単位で販売。1セットあたり額面1000円券が10枚で、その内3枚は一部の取扱店舗で使用ができません。
【販売場所】
◆**商工会本所**
・期間＝8月10日～完売まで（土・日・祝は休み。ただし8月中無休）
・販売時間＝9時30分～16時
◆**商工会香北・物部支所**
・期間＝8月10日～8月31日（土・日・祝は休み）
・販売時間＝10時～12時・13時～15時
◆**商工会物部事務所**
・期間＝8月10日～8月31日（火・木・土・日・祝は休み）
・販売時間＝10時～12時・13時～15時
【問い合わせ先】
商工会　☎53・4111

香美市民憲章 －平成24年4月1日制定－

前文　私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。
先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます。

本文
1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
1、互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう。
1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう。

香美市イメージキャラクター
©やなせたかし

情報公開・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの、市役所の情報公開制度の運用状況と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。
【問い合わせ先】総務課　☎53－3112

情報公開制度の運用状況

公開請求件数 126	処理状況		左のうち不服申立
(内訳)市長部局　72	公開	107	0
教育委員会　13	部分公開	17	0
選挙管理委員会　3	非公開	0	0
農業委員会　1	取り下げ	2	0
消防　7	不受理	0	0
水道事業管理者　30			

情報公開制度とは、行政機関が作成した文書の開示を求めることができる制度です。

個人情報保護制度の運用状況

項目	件数
個人情報業務登録数	437
目的外利用した件数	1,402
外部への情報提供	2,081

個人情報の本人からの開示等請求

項目		件数
開示請求		5
(内訳)	開示	5
	非開示	0
不服申立		0
訂正請求		0
削除請求		0
中止請求		0
苦情・相談件数		0

他課の情報を利用する**目的外利用**や、警察署や税務署等の官公庁等に個人情報を提供する**外部への情報提供**は、個人情報保護条例に基づくものでなければなりません。市に対して、本人の個人情報の開示を請求することや（開示請求）、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することができます（訂正請求・利用中止請求）。